「JR山科・京都間 痴漢えん罪事件」柿木さんの無罪判決を求める要請書

大阪高等裁判所　御中

2011年1月18日、大阪府の中学校教員・柿木浩和さんは、朝のラッシュ時に普段にも増して混雑していたJR車内で、押されて前の女性のお尻に偶然手が当たったことを「痴漢行為」だとして、逮捕・起訴されました。そして先日、京都地方裁判所は不当にも柿木さんに罰金40万円の有罪判決を下しました。

この裁判は「被害者」の証言もなく、逮捕後に行われた繊維微物鑑定においても柿木さんの手から「被害者」のスカートの繊維は検出されないなど、柿木さんを有罪と認定できる証拠はありません。唯一、「痴漢行為」を現認したとする警察官の供述も重要部分で変遷しており、かつ、その現認状況についても不自然な点が多々あることが、公判を通じて明らかになりました。

ところが、京都地裁判決は警察官の供述の変遷については「不合理な変遷があったということができない」と目を向けず、第三者の目撃証言についてもまともに採用しないなど、公正な審理が行われたとは思えません。さらに、電車の混雑状況については証言の一部分だけを取り出して「目撃することが十分可能」と結論づけ、現認の可否を左右するショルダーバッグに関する警察官の供述の辻褄が合わないことについても、「被告人が・・・かけ直した可能性がある」など、特異な推論で強引な結論を導いています。

私たちは、貴裁判所がこうした点を審理し直し、公正に判断されるよう要請します。そのうえで、地裁判決を取り消して柿木さんに無罪判決を下してくださいますよう、重ねて強く要請するものです。

氏　名	住　所

取扱団体　柿木浩和さんをえん罪から救う会・日本国民救援会滋賀県本部
（連絡先　大津市京町3-4-12 アーバン21 5階 滋賀第一法律事務所内）